

平成23年度第1回尾張旭市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時

平成23年8月9日(火)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時40分

2 開催場所

尾張旭市役所 2階 203会議室

3 出席委員

自治連合協議会 多川 光和、名古屋産業大学 成田 暢彦、地域婦人団体連絡協議会 松原
しず、JA あいち尾東女性部尾張旭支部 谷口 悦子、地域活動連絡協議会 山下 智子、
(株)イトーヨーカ堂尾張旭店 中西 博文、(株)エコペーパーJP 水野 周治、消費生活改善
推進員 白坂 弘子、公募委員 松原 八壽雄、公募委員 渡邊 明男 10名

4 欠席委員

商工会 上井 絹子、子ども会連絡協議会 本間 彰 2名

5 傍聴者数

1名

6 出席した事務局職員

市民生活部長 加藤 雄二、環境課長 森 重憲、ごみ減量係長 森田 大輔、ごみ減量係
主査 廣岡 学

7 議題等

- 1 (1) 会長の選出について
- (2) 会長職務代理者の指定について
- (3) ごみ減量計画(後期計画)の進捗状況について
- (4) 生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の改正について

2 その他

8 会議録

事務局

定刻になりましたので、ただ今から平成23年度第1回尾張旭市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本審議会は、7月から新たに皆様に委員をお願いさせていただきまして、初めての会議でございますが、今後ともよろしく申し上げます。なお、本日、商工会上井委員、子ども会連絡協議会本間委員から欠席のご連絡を受けていますので、ご報告させていただきます。本日の出席者は、10名でありますので、同審議会条例第7条第2項によります委員の過半数の出席者数に達しておりますので、会議は成立しております。よろしく申し上げます。なお、本審議会は、市の附属機関の会議の公開に関する基準に基づき、傍聴を認めております。また、本審議会の会議録及び録音媒体の公開につきましては、附属機関の会議録等作成に関する基準に基づき、本

審議会の会議録だけでなく会議を録音しました録音媒体につきましても公開が必要となりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って審議会を進行させていただきます。次第 1 あいさつは、開会にあたりまして、市役所市民生活部長よりご挨拶申し上げます。

市民生活部長

平成 2 3 年度第 1 回廃棄物減量等推進審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。私、市民生活部長の加藤と申します、よろしくお願いいたします。

本日は、新しい委員による第 1 回目の審議会ということで、皆様方には大変お忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回、委員をお願いするにあたり、学識経験者、各種団体や事業者からそれぞれの団体の推薦者を、市民公募の委員はご応募いただきましたかたの中から 2 名のかたを本審議会の委員として任命させていただきました。皆様には、快く当審議会の委員をお引き受けいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本審議会は、ごみの減量化、再生利用の推進方策や諮問事項等について調査審議していただく機関でございます。今回ご審議いただく内容は、会長の選出について、会長職務代理者の選出について、ごみ減量計画後期計画の進捗状況について及び生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の改正についてでございます。

ごみ減量計画は、上位計画の一般廃棄物処理基本計画を基に平成 1 6 年度に策定した、より具体的なごみ減量施策を定めた計画でございます。このたびは、平成 2 2 年度までの進捗状況及び平成 2 3 年度の計画についてご報告させていただきます。また、生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の改正につきましては、補助要件等を拡大することで、より生ごみ処理機等を購入できる環境を整備することを目的として、要綱改正を行うものでございます。

本日は、忌憚のないご意見を述べていただきますことをお願い申しあげまして私の挨拶とさせていただきます。

事務局

さて、先ほども申し上げましたが、本日が新委員による初めての会議でございます。従いまして新しい会長が選任されるまでの間、座長として市民生活部長が

	議事の進行を行いますので、よろしくお願いいたします。
市民生活部長	<p>私市民生活部長の加藤でございます。大変僭越とは存じますが、会長が選任されるまでの間、座長として議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事前に皆様に送付してございます会議次第 2 審議会委員の紹介に入りますが、皆様から簡単な自己紹介をお願いいたします。</p> <p>配布資料に座席表がございますので、その成田委員から順番に自己紹介をお願いいたします。</p>
各 委 員	<自己紹介>
事 務 局	ありがとうございました。事務局の紹介もさせていただきます。
事 務 局	<自己紹介>
市民生活部長	<p>今後ともよろしくお願いいたします。それでは、次第 3 の 議題へ入ります。</p> <p>議題(1)会長の選出についてでございます。この件につきましては、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会条例第 6 条第 1 項の規定によりまして、委員の互選により定めることとされております。会長の選出につきまして、立候補がございましたら挙手をお願いします。</p> <p>立候補がございませんので、委員のかたから、どなたかをご推薦願いたいと思います。</p>
松原委員	前回の審議会でも会長をやられていた多川さんを推薦したいと思います。
事 務 局	はい、ありがとうございます。今、松原委員から、多川委員のご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

各委員	異議なし
市民生活部長	<p>ありがとうございます。それでは、ご異議もないようでございますので、本審議会の会長は、多川委員にお願いすることに決定しました。</p> <p>ただ今、会長が選出されましたので、議事進行を会長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは会長には会長席に移動願います。まずはご挨拶からお願いいたします。</p>
多川会長	<p>(会長挨拶)</p> <p>議題に従いまして、議事を進行させていただきます。議題3 (2) 会長職務代理者の指定についてです。この件につきましては、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第3項に基づき、私、会長より指名をさせていただきます。学識経験の豊かな成田委員を会長職務代理者として指定させていただきますと思いますが皆さまいかがでしょうか。</p>
各委員	異議なし
多川会長	<p>それでは、成田委員に会長職務代理者をお願いします。続きまして議題(3) ごみ減量計画後期計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、初めにごみ減量計画についてご説明させていただきます。</p> <p>ごみ減量計画の上位計画として、一般廃棄物処理基本計画があります。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、各市町村で定めなければならない計画です。一般廃棄物処理基本計画は、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画年次として、ごみ減量の目標設定及びその目標達成のために必要な施策を取り決めたものです。そして、この一般廃棄物処理基本計画の施策をより具体的な内容を示した計画が、ごみ減量計画です。また、</p>

後期計画というのは、中間年度である平成20年度に計画の見直しを行ったものでございます。一般廃棄物処理基本計画とごみ減量計画は、重複している箇所が多いため、上位計画である一般廃棄物基本計画を基に分類した資料で、ごみ減量計画の進捗状況を説明させていただきます。

それでは、事前にお配りしたA3の資料尾張旭市一般廃棄物処理基本計画後期計画平成22年度進捗状況報告書案の1ページ、2.数値目標をご覧ください。

ごみの減量目標として、5つの数値目標を設けています。家庭系1人1日あたりのごみ排出量。これは、家庭から排出されるごみのうち、資源ごみ、子ども会などの集団回収を除くごみの量を人口と365日で割った数値です。平成14年度の実績671gに対して平成25年度目標として504gと設定しています。平成25年度の目標値は、国の循環型社会形成推進基本計画において平成22年度に資源回収されるものを除く、1人1日あたり家庭から排出されるごみの量の目標値として設定した値です。22年度の目標値は550gですが、その実績は、541gと目標を9g下回る結果であり、目標を達成できております。

次、1人1日あたりのごみ排出量家庭系及び事業系、この数値は、家庭及び事業所から排出されるごみのうち資源ごみ、集団回収を除くごみの量を人口と365日で割った数値です。平成14年度の実績919gに対して平成25年度目標として720gと設定しています。平成25年度の目標値は、愛知県のあいち資源循環型社会形成プランにおいて平成22年度に1人1日あたり排出されるごみの量の目標値としている数値です。平成22年度の目標値は774gですが、その実績は746gと目標を28g下回る結果であり、目標を達成できております。

家庭系1人1日あたりのごみ排出量は、家庭から排出されるごみと資源ごみ集団回収分も含む量の合計を人口と365日で割った数値です。平成14年度の実績864gに対して平成25年度目標として775gと設定しています。平成22年度の実績は799gですが、その実績は769gとこちらも30g目標を下回る結果であり、目標を達成できております。

資源化率。家庭から排出されるごみ全量に対する、資源ごみ集団回収も含む割合です。平成14年度の実績22.3%に対して平成25年度目標として35.0%

と設定しています。平成22年度の目標値は31.5%ですが、その実績は29.7%と目標を1.8ポイント下回る結果であり、目標を達成できておりません。

1人1日あたりの総ごみ排出量は、家庭系、事業系を合わせた市内からでたごみの総量です。平成14年度の実績1112gに対して平成25年度目標として991gと設定しています。平成22年度の目標値は、1024gですが、その実績は974gと目標を達成できております。

次に、ごみ減量計画で定めた個々の取り組み内容の進捗状況及び今後の計画についてご説明します。1枚はねていただき、3ページをご覧ください。この一覧表の見方ですが、左の3列は、上位計画である、ごみ処理基本計画で定めた取組の大分類、中分類、小分類に分け、左から4列目以降が、それぞれごみ処理基本計画の取組に対応するごみ減量計画の取組を示しています。右から3列目は、平成22年度の実施状況、右から2列目の×表記している列は、計画に対する平成22年度の評価、右端の列は平成23年度の事業・活動計画を示しています。それでは、平成22年度の主要な取組についてのみ、説明させていただきます。

ごみ減量計画の小分類の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類3 リサイクルの推進、中分類(5)分別収集の取り組み、小分類 新たな分別リサイクルについて検討します、取組内容布類の分別収集について検討し実施の判断をしますに対して、平成22年度の実施状況は、6月から古着類として、市内全域で分別収集を実施している。また、古着類の分別収集開始のチラシを作成し、全戸配布している。ことより、評価は、。平成23年度の計画は、引き続き、継続するとしています。

次に中段に移りまして、ごみ減量計画の小分類の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類1 資源循環型社会の啓発、中分類(1)環境学習の推進、小分類 地域や市民が相談しやすい環境作りにつとめます、取組内容必要に応じて、地域市民と共にごみ問題について話し合いを行いますに対して、平成22年度実施状況は平成19年度から循環型社会推進会議との協働で、雑がみ分別啓発事業を展開している。平成21年度からは、雑がみ分別啓発DVDの回覧事業を展開したことより評価は、、平成23年度の計画は、未回覧地区へのDVD回覧を推進すると計画

しています。

ごみ減量計画の小分類 27 の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類 5 ごみ処理体制の整備、中分類 (8) 収集体制の充実、小分類 27 ごみ収集方法の検討を必要に応じて行います、取組内容高齢化などにより、ごみ排出が困難な家庭に対する個別収集を研究します。対して、平成 22 年度実施状況は平成 23 年度からの本格導入に向け準備を行っていることより評価は、平成 23 年度の計画は、あさひ訪問収集制度を本格導入し、適宜、修正すべき点を修正しながら、事業を進めると計画しています。

次に、ごみ減量計画の小分類 へ移ります。ごみ減量計画の大分類 3 リサイクルの推進、中分類 (6) 団体・事業者との協調、小分類 20 地域及びリサイクル団体との協働によりリサイクルを推進します、取組内容リサイクル広場を活用したリサイクルについて、市民団体との協働を進めます。対して、平成 22 年度実施状況は平成 21 年度から一般市民・各種団体より構成されるリサイクル広場運営企画会議を開催していることより評価は、平成 23 年度は、引き続き、リサイクル広場運営企画会議で運営方法や拡充について検討して参ります。

4 ページに移りまして、ごみ減量計画の小分類 の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類 2 減量化の推進、中分類 (4) 生ごみ処理による減量、小分類 11 家庭における生ごみ処理の推進を図ります、取組内容生ごみ処理機等による生ごみ処理の普及を推進します。対して、平成 22 年度実施状況は生ごみ処理機等の購入補助を実施している。生ごみ処理機等利用状況アンケートを実施していることより評価は、平成 23 年度の計画は、生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の見直しを行い、販売店の対象を現行の市内の承認店から国内の販売店まで対象を拡大すると計画しています。詳細につきましては、議題 (4) でご説明します。

続いて、取組内容で 1 行下の 7 行目ごみ減量計画の大分類 2 減量化の推進中分類 (4) 生ごみ処理による減量、小分類 12 生ごみの分別処理について研究します、取組内容生ごみの堆肥化を地域と協力し研究します。対して、平成 22 年度実施状況はふれあい農園利用者 14 名のかたが、コンポストモニターとして堆肥化に協力していることより評価、平成 23 年度の計画は、再度コンポストモニターを

募集した後、アンケートを実施し、生ごみ堆肥化の問題点抽出を行い、説明会により情報の共有化を図ると計画しています。

次にごみ減量計画の小分類 2 3 の上段へ移ります。ごみ減量計画の大分類 4 リユース活動の推進、中分類 (7) 再利用の取り組み、小分類 2 3 いらなくなったものの再利用のシステムを充実します、取組内容家庭で不要となった物品のリユースシステムを充実しますに対して、平成 2 2 年度実施状況はあげます情報・ください情報掲示板でリユースの促進を図っていることより評価は、平成 2 3 年度の計画は、リサイクル広場運営企画会議にてリサイクル広場拡充について検討するとしています。

続いて、小分類 へ。ごみ減量計画の大分類 2 減量化の推進、中分類 (3) 減量化への意識改革、小分類 6 小売業者との協働体制を確立します、取組内容 3 R の推進に向けて小売業者と情報交換を行い、協働体制を確立します、に対して、平成 2 2 年度実施状況は平成 2 1 年 4 月からレジ袋削減・無料配布中止に関する協定締結店舗において、マイバッグ持参運動を展開し、平成 2 2 年度も継続していることより評価は、平成 2 3 年度の計画は、引き続き、継続するとしています。参考として、平成 2 2 年度実績 レジ袋辞退率 9 0 . 6 %、レジ袋削減枚数 10,563,167 枚の実績でした。

5 ページ中段ごみ減量計画の小分類 3 0 の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類 1 資源循環型社会の啓発、中分類 (1 0) 適正なごみ処理費用負担、小分類 3 0 粗大ごみ収集の有料化を検討します、取組内容粗大ごみの処理に要する費用等について、市民への情報提供に努めます、に対して、平成 2 2 年度実施状況は粗大ごみ有料化に向けてパブリックコメントを求めるための基礎資料として、尾張旭市粗大ごみ有料化に向けての中で処理費用を説明していることより評価は、平成 2 3 年度の計画は、広報等で引き続き、情報提供に努めるとしています。

2 行下小分類 の行へ移ります。ごみ減量計画の大分類 1 資源循環型社会の啓発、中分類 (1) 環境学習の推進、小分類 資源循環型社会に関する意識改革に努めます、取組内容住民が互いに分別・ごみ減量を働きかける機会を作り、支援しますに対して、平成 2 2 年度実施状況は 5 月に市制 4 0 周年まち美化大作戦を開催

し、地域清掃を開催していることより評価は、平成23年度の計画は、引き続き、
ごみゼロ運動への参加を呼び掛けるとしています。

次に、3行下の同じく小分類の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類1
資源循環型社会の啓発、中分類(1)環境学習の推進、小分類 資源循環型社
会に関する意識改革に努めます、取組内容ごみ処理施設やリサイクル施設等の見
学会を実施しますに対して、平成22年度実施状況は、市民を対象としたごみ処
理施設見学会を開催していることより評価は、平成23年度の計画は、夏休み
親子リサイクル教室及びごみ処理施設見学会を実施し、環境意識の向上を図ると
しています。

下から2行目の小分類30の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類5 ごみ
処理体制の整備、中分類(10)適正なごみ処理費用負担、小分類30 粗大ごみ
収集の有料化を検討します、取組内容2市1町の共同処理を踏まえた中で、ごみ減
量施策として、またごみ処理経費の増大に対する対策として粗大ごみの有料化の研
究を行いますに対して、平成22年度実施状況は、平成23年7月の導入に向け、
2市1町で足並みを揃えて検討していることより評価は、平成23年度の計画は、
平成23年7月の導入に向け有料化制度の構築及び市民周知を図るとしています。

最後のページ上から3行目の小分類 をご覧ください。ごみ減量計画の大分類2
減量化の推進、中分類(4)生ごみ処理機による減量、小分類14 公共施設の
生ごみ処理について減量化を進めます、取組内容給食センター、保育園における
生ごみ減量化を進めますに対して、平成22年度実施状況は、ボランティア団体
生ごみ資源化協力隊の支援を受け、実験的に西部保育園にコンポストを設置し、
生ごみの減量化を進めていると記入していますが、西部保育園のみでの実施であ
るため評価は としています。平成23年度の計画は、旭小、白鳳小等の小学校、
中部保育園、藤池保育園の保育園でも同時にコンポストを設置し、給食等の生ご
み減量化を図ると計画しています。

最終行の小分類28の行をご覧ください。ごみ減量計画の大分類5 ごみ処理体
制の整備、中分類(8)収集体制の充実、小分類28 指定ごみ袋を充実します、
取組内容新たなごみの分別、収集方法の変化に合わせて指定ごみ袋の作成を検討し

	<p>ますに対してして、平成22年度実施状況は、平成23年度から燃えないごみの指定袋制への移行に向け準備している、ことより評価は、平成23年度の計画は、燃えないごみ指定袋制の導入を実施としています。</p> <p>以上で議題(3)ごみ減量計画後期計画の進捗状況についての説明を終わります。</p>
多川会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最初に差し替えのあった資料の変更点について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>変更点は、1枚目の数値目標の1人1日あたりの総ごみ排出量の行を追加いたしました。その他の数値等は変更していません。</p>
松原委員	<p>1枚目の資源化率の定義を説明してください。</p>
事務局	<p>事業系を含まない家庭系ごみの総量を分母として、資源ごみの量を分子として計算した割合が資源化率です。平成22年度を例にすると資源ごみ6,772tを家庭系ごみ総量23,085tで割ったパーセンテージの29.3%が資源化率となります。</p>
多川会長	<p>数値がどのようになれば良いと考えますか。数値だけが一人歩きしてもいけないと思います。資源化率は高い方が良いが、分母の家庭系ごみの総量が減少すれば、資源ごみ量に変化がなくても資源化率は増加します。また、アルミ缶がスチール缶に変化するといった生活様式の変化も関係していると思います。</p>
事務局	<p>資源化率の目標数値として35%という数値があります。しかし、現状では、目標達成には遠い状況です。基本的には市民の皆さまが分別を徹底してもらえば資源化率は向上するものですが、計画策定時と比較して、現在の状況は、びんからペットボトルに容器の主流が移っています。また、今非常に問題となっている資源ごみ等の抜き取り問題もございます。本市でも、本来ならば市が回収すべき、アルミ缶、</p>

	<p>古紙、不燃ごみの金属などが抜き取られています。これらの影響で、現時点では目標達成は困難な状況ですので、この計画は平成25年度あと2年間ありますので、今後早急に手を打ち、目標達成に向けて対策を検討する必要があると考えています。</p>
<p>松原委員</p>	<p>私は、資源化率は家庭系ごみ総量で変化する数字であると思います。つまりごみの量が減ると資源化率は増加してしまう。そのような数値よりも、ごみ減量計画9ページの資源ごみの回収率を1つの指標とする方が、わかりやすいのではないかと考えています。この資源化率は、全国共通の指標だと思いますが、事務局はどのように考えますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>計画策定当時は、資源化率は、補完的な目標であるとされており、平成26年度からの目標指標は、ご意見を検討させていただき、意味のある指標を採用したと思います。</p> <p>資源化率に続きまして、今後どの地域の資源化率向上を目指すべきかを検討するために別の資料を用意しました。本市では、年に1回程度可燃ごみの中身を調べる組成調査を行っています。その対象として4地区で調査しています。三郷駅周辺の商業地区、桜ヶ丘町、白鳳町、印場元町、渋川町などの新興住宅地、稲葉町、西の野町などの農業地区、本地原の集合住宅で行っています。地区毎に分けてどのような組成になっているかを調査しています。4地区の合計を見ると、一番多いのが生ごみです。この生ごみの堆肥化は、マンションなどでは難しいので、農業地区において、生ごみの堆肥化をもっと積極的にPRすればより高い効果が得られると考えられます。紙類ではまだ10%程度が可燃ごみに含まれています。2年前から、雑がみ分別DVDによるPRを実施していますが、まだ現状では可燃ごみの中に雑がみが含まれています。今後も、可燃ごみに含まれる雑がみ分別を強化する必要があると考えます。</p>
<p>多川会長</p>	<p>古着類の分別を開始したとありますが、その効果について教えてください。</p>

事務局	<p>ごみ減量計画の9ページをご覧ください。こちらは平成19年度データですが、古着類の市の回収量は13t、資源ごみ回収団体の回収量は138tでした。平成22年度6月から古着類の分別収集を開始しましたが、平成22年度の古着類の市の回収量は、73t、資源ごみ回収団体の回収量は108tと市の回収量は約5倍に増加し、資源ごみ回収団体の回収量は減少しています。これは、今まで資源ごみ回収団体に出していた古着類を市の回収に出したための減少であると考えられます。</p>
水野委員	<p>組成調査は、重量ベースでしょうか。重量ベースと容量ベースでは、それぞれ全く異なる結果になると思います。</p>
事務局	<p>重量ベースです。容量ベースでは、圧倒的にプラスチック製容器包装ごみが占めてしまいます。ただ、プラごみは重量的に軽く、重量ベースでは生ごみ・紙などが多く含まれる結果となっています。</p>
多川会長	<p>雑がみのDVDについて、未回覧地域への推進と記載がありましたが、現在の状況を教えてください。</p>
事務局	<p>現在までに雑がみDVDの回覧が終わっているのは、白鳳校区、旭校区、三郷校区です。また、現在進行中なのが、東栄校区、旭ヶ丘校区、本地ヶ原校区、渋川校区では順調に回覧中でして、城山、瑞鳳校区があまり進んでいない状況です。23、24年度は、この城山、瑞鳳校区を中心に回覧します。</p>
松原委員	<p>資料4ページの小分類11の生ごみの減量を促進することで、全体の比率からすると生ごみの量が50%を占めていることを考えると、今後の施策の中心になると思いますが、どの程度減らすかの指標が必要であると思いますが、全国的に決まった指標などがありますか。また、資料がないなら尾張旭市独自の指標を設定する必要があると考えます。</p>

事務局	今すぐお答えできるものではありません。
多川会長	もちろん今すぐは難しいと思いますので、何か参考になる資料があれば情報収集してください。
事務局	生ごみの減量については、次期計画でも目玉の施策であると認識していますので、情報収集し、提供できる資料があれば次回の会議で提供させていただきます。
多川会長	他市町等の情報収集をお願いします。
白坂委員	レジ袋の件についてですが、レジ袋を購入する時に市指定の燃えるごみ袋を販売してもらいたいと思っています。例えばイトーヨーカ堂さんでレジ袋を購入する場合に市の指定袋をレジ袋とすることで、レジ袋を使用後にごみ袋として再使用できるのでごみの減量にも繋がると考えます。
多川会長	<p>他市町ではそのような事例も見られます。今後の検討課題とさせていただきます。他にご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>他に、ご意見、ご質問もないようですので、委員の皆さまから出た意見を反映させた内容に修正した「平成22年度進捗状況報告書」を、当審議会の承認した「ごみ減量計画の進捗状況報告書」としてよろしいでしょうか。ご承認いただける方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	(全員挙手)
多川会長	挙手多数ですので、ご承認いただきました。事務局は、今日意見のあった箇所を修正して平成22年度進捗状況報告書を完成させてください。以上で、議題3(3)ごみ減量計画後期計画の進捗状況についてを終了させていただきます。

次に議題（４）生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局

要綱の趣旨や改正内容を示した別添資料２生ごみ処理機等購入補助金制度見直し案についてをご覧ください。まず初めに、１補助金制度の趣旨からご説明させていただきます。この制度は、市内の家庭から排出される生ごみを自家処理することでごみの減量及び生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機、生ごみ発酵用密閉容器、生ごみ堆肥化容器を購入した者に対して補助金を交付するものです。

続いて２．制度見直しの目的についてですが、近年、当該補助件数が減少傾向にあります。参考に生ごみ処理機の補助件数は、平成２０年度３３件、平成２１年度１８件、平成２２年度１７件。生ごみ発酵用密閉容器の補助件数は、平成２０年度７３件、平成２１年度６３件、平成２２年度５０件。生ごみ堆肥化容器の補助件数は、平成２０年度９件、平成２１年度１０件、平成２２年度８件と、それぞれが減少傾向を示しています。

また、その他の理由としては、ごみを減量するためには、生ごみの減量が最重要であること、及び平成２２年度に実施した生ごみ処理機等購入補助金交付者を対象としたアンケートの意見・要望等を踏まえ、市民の方が処理機等を購入しやすい仕組みとする必要が生じたため、現在の補助制度を見直すものです。

３ 見直し項目としては、大きく２つあります。１つ目は、補助対象者の拡大です。現行制度では、市内の指定店又は承認店で処理機等を購入した者のみが補助対象でしたが、要綱改正案では、日本国内の販売店から新規に生ごみ処理機等を購入した者が補助対象とする案を提案します。また、この変更に伴い指定店及び承認店制を廃止します。

２つ目としては、補助制限枠の変更です。生ごみ処理機は現行要綱では、補助金交付後、５年を経過していなければ新たに生ごみ処理機購入補助制度を受けることができないと規定していますが、改正案では、この期間を３年に短縮する案です。次に生ごみ堆肥化容器の現行要綱では、個数制限がありませんでしたが、１世帯につき５基までと制限を設けています。生ごみ発酵用密閉容器の個数制限等には、

	<p>変更ありません。</p> <p>4 施行時期としましては、今回当審議会でご承認をいただきましたら、平成23年10月1日の施行予定とさせていただきます。</p> <p>以上で、議題(4)生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の改正についての説明を終わります。</p>
多川会長	<p>酵用密閉容器や生ごみ堆肥化容器は、購入個数制限はありますが、翌年同じ物を購入しても補助対象となるのですか。</p>
事務局	<p>はい、発酵用密閉容器を購入して補助を受け、翌月同じように発酵用密閉を購入しても補助が受けられます。1回につき5個までと認識してください。</p>
多川会長	<p>他にご質問等ございますでしょうか。</p>
松原委員	<p>改正案には、第3条として、ただし、法人は補助の交付対象者としないとありますが、NPO法人やボランティア団体でも対象外となるのでしょうか。私の所属する生ごみ資源化協力隊が補助対象外となるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この案では、民間企業を念頭に置いていたため、ボランティア団体等は、第3条にその他市長の認めるものを補助対象とする条文を追加します。</p>
多川会長	<p>高齢者向けのアパート等で法人が使用するディスポージャーや台所に設置されている場合は、補助対象にならないのですね。あくまで個人が対象であり、ボランティア団体等については、別途補助対象になるよう修正するということですね。</p>
事務局	<p>はい。あくまで個人が対象です。</p>
松原委員	<p>要綱の最後に附則でこの要綱は、平成26年9月30日限り、その効力を失</p>

	<p>うとあり、その2行上には、この要綱は平成24年3月31日限り、その効力を失うとありますが、どのように考えればいいのですか。</p>
事務局	<p>過去の経緯が分かるように残す事になっていますので、最終行が現行に適用されると考えてください。</p>
多川会長	<p>他にご意見等ございましたらお願いします。他にご意見、ご質問もないようですので、議題3(4)生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の改正につきまして、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(全員挙手)</p>
多川会長	<p>挙手多数ですので、ご承認いただきました。事務局は、今日意見のあった箇所を参考にして、平成23年10月1日施行に向けて、要綱の改正の準備をお願いします。以上で、議題3(4)生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の改正について終了させていただきます。</p> <p>次に4 その他に移らせていただきます。では、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4 その他につきましては、毎年開催している、ごみ処理施設見学会についてお知らせします。昨年度は、環境事業センター、尾張東部衛生組合晴丘センター、北丘最終処分場、循環資源(株)を見学しております。今年度も市民のかたを対象として、11月頃にごみ処理施設見学会を開催しますが、見学先等は未定ですので、詳細が決定しましたら後日案内文を送付させていただきますので、審議会委員の皆様にもご都合のよろしいかたは、ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。</p>

多川会長

何かご意見等ございますでしょうか。

ご質問等もないようですので、以上をもちまして、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会の日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。

次回の審議会は、3月を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願ひします。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。